

愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内において交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合、その状況に応じて交通死亡事故多発警報等（以下「警報等」という。）を発令することにより、県民の交通事故に対する注意を喚起するとともに、県、市町村、県警察及び関係機関・団体が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

(種別)

第2 警報等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故多発警報
- (2) 交通死亡事故多発緊急事態宣言

(発令者)

第3 警報等の発令者は、愛知県知事（以下「知事」という。）とする。

(発令基準)

第4 警報等を発令する基準は、別表第1のとおりとする。

(発令等)

第5 知事は、愛知県警察本部長と連携を密にし、前記発令基準に達した場合は、速やかに警報等を発令するものとする。

- 2 警報等の発令期間は、別表第1のとおりとする。
- 3 警報等の解除は、原則、設定した日数を経過したときに解除されるものとする。

(通知)

第6 知事は、警報等の発令を決定したときは、市町村、県警察、関係機関・団体等に速やかに通知する。

(発令に伴う推進事項)

第7 警報等が発令されたときは、市町村、県警察、関係機関・団体等は相互の連携を図り、別表第2に掲げる事項の迅速かつ効果的な推進に努めるものとする。

(要綱の改正)

第8 この要綱は、必要に応じて改正することができるものとする。

(庶務)

第9 警報等の発令等に係る庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4・第5関係）

発令基準及び発令期間

種別	内 容	発令期間
警報	<p>以下のいずれかに該当したとき</p> <p>1 10日以内に交通事故による死者数が10人以上となったとき</p> <p>2 交通事故による死者数が全国ワースト1位でワースト2位との差が10人以上、かつ、前年の同時期と比較して増加数10人以上となったとき</p>	<p>原則、1に該当する場合は10日間、2に該当する場合は14日間とする。</p> <p>なお、1に該当し、警報を発令した場合、その期間における事故情勢に応じて、原則、7日間延長することができるものとする。</p>
緊急事態宣言	<p>交通事故情勢を勘案し、知事が発令する必要があると認めたとき</p>	<p>原則、1か月間とするが、発令の時期及びその期間における事故情勢に応じて、延長することができるものとする。</p>

別表第2(第7関係)

交通死亡事故多発警報及び緊急事態宣言の発令に伴う推進事項

推進機関	推進事項	
	警 報	緊急事態宣言 (警報発令時の推進事項に加えて新たに実施する活動)
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村及び交通安全推進協議会機関・団体に対する交通安全活動の強化要請 2 街頭啓発キャンペーンの積極的実施 3 発令期間中における庁内放送及びホームページによる広報 4 各種会議、講習会、イベント等あらゆる機会を活用した広報 5 立看板、懸垂幕の掲出 6 報道機関、関係機関・団体への交通事故統計資料の提供 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通死亡事故多発市町村に対する文書の直接手交等による交通安全活動の強化要請 2 交通死亡事故多発市町村における街頭啓発キャンペーンの集中実施
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 各市町村所管の交通安全推進協議会等の構成機関・団体等に対する交通安全活動の強化要請 2 広報車等を活用した街頭広報活動の強化 3 公共施設における広報・啓発活動 4 各種会議、講習会における広報 5 有線放送、道路情報提供装置等による広報 6 懸垂幕等の掲出 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全ボランティアによる子ども・高齢者等交通弱者に対する交通安全啓発活動強化及び保護誘導活動の強化 2 街頭啓発キャンペーンの積極的実施
県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故実態にあった交通指導取締活動等の強化 2 交通情報板を活用した広報 	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故実態にあった交通指導取締活動等の徹底強化 2 地域交通安全活動推進委員に対する緊急事態宣言の発令の周知及び交通事故防止の呼びかけ活動の促進
教育委員会 (各学校)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学級指導、ホームルーム、学年・全校集会、通学団会議等における児童生徒に対する交通事故防止の指導強化 2 児童・生徒に対する交通ルール遵守とマナー向上の指導徹底 	教職員、PTA組織、学校安全ボランティア等による登下校時を中心とした交通安全指導の強化
道路管理者	道路情報板やハイウェーラジオ等を活用した広報	事故多発地点に対する現場安全点検と緊急措置の実施
※ 上記推進事項以外についても、各機関・団体等の実情に応じて、効果的なものについては迅速かつ積極的に実施するものとする。		